

13章 市報、新聞記事等

1. 市報等

(H. 12. 10. 9自治会緊急回覧)

平成12年10月9日

緊急回覧

各地区自治会会員 各位

境港市清掃センター
境港市産業環境部環境防災課
(公 印 省 略)

災害による不燃ごみの特別収集について

この度の鳥取西部地震により発生した不燃ごみ等の搬入を竜ヶ山球場西側仮置場において受け付けておりますが、直接搬入できない方のために、次の期間に限り、各地区の不燃物置場にて特別収集を行います。

搬 出 場 所 各地区不燃物置場

搬 出 期 限 平成12年10月11日(水)～17日(火)まで
(土、日曜日も含みます。)

収集するごみ ・地震により家庭内から出た不燃ごみ

注 意 点

- ・手で持ち運べる程度の不燃ごみに限らせていただきます。
- ・ガラス、コップ類等の破片等については、袋に入れて出してください。
- ・一般の可燃ごみは、通常可燃ごみ収集時に出してください。
- ・墓石については、搬入できません。
- ・大型の不燃ごみや可燃ごみについては、竜ヶ山球場西側仮置場に直接搬入してください。
- ・多量のブロック、カワラ、ガレキ、材木等は、竜ヶ山球場西側仮置場に直接搬入してください。

平成12年10月12日

市民各位

境港市長 黒見 哲夫

「住宅応急修理」申し込みのご案内

今回の地震により住宅が半壊し、その応急修理を行う資力がない方に対し、市が必要最小限度の修理を災害救助法に基づいて行うものです。対象となる方は、下記の要領で申し出てください。

1. 対象者

経済的理由で自らでは修理できない方で、次のいずれかに該当すること。

- (1) 生活保護法による被保護者並びに要保護者。
- (2) 平成12年度市県民税所得割が非課税である世帯に属していること。
- (3) 病気、けが等により、世帯において今後の収入が見込めないこと。

2. 措置の内容

- (1) 住宅が半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない方に対する当該住宅の応急修理（業者を派遣しての現物支給）。
 - (2) 住宅が障害物により一時的に居住できない状態にあり、自らの資力ではその除去ができない方にたいする当該障害物の除去（業者を派遣しての現物支給）。
- (注1) 措置は、あくまでも応急修理に限られ、それぞれの措置には限度額があります。
- (注2) すでに修理を実施したものは、対象外です。

3. 受付期間

平成12年10月12日（木）から平成12年10月16日（月）
午前8時～午後8時

4. 申込み方法

申請書は、市役所においてあります。

添付書類については、申請時にお聞きください。（代理人でも申請できます。）

5. 申込み場所（問い合わせ先）

境港市上道町3000番地 〒684-8501
地震災害総合相談窓口 TEL0859-47-1069
(境港市役所別館1階)

鳥取県西部地震で 被災された方へのお知らせ

境港市

この度の震災で、被災された市民の皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

境港市では、被害・被災者の把握、公共施設の早期復旧などに全力で取り組むとともに、地震災害総合相談窓口を設置し、被災市民の生活再建支援を図るべく相談業務を行っております。

市民生活に密着したことについて、積極的に支援をしておりますので、お気軽にご相談ください。

1. 住宅

◎ 応急危険度判定

応急危険度判定で建物に貼られている赤紙（危険）および黄紙（要注意）は、余震による建物倒壊などの危険性をお知らせするものです。

- 今後の再建支援制度とは一切関係がなく、法的な強制力もありません。
- 早めに、改修等をご検討されますようお願いいたします。

◎ 修理・改修・撤去の相談窓口

今回の地震で壊れた住宅などの復旧等は、原則として持ち主自らの負担で行っていただかなければなりません。

なお、被災住宅等の修理・改修・撤去に関するご相談は、境港市建設業協議会へお問い合わせください。

- 問い合わせ先（境港市建設業協議会の窓口）
 - *境港土建(株) (Tel.44-5611)
 - *(株)リンクス (Tel.42-5335)

◎ 公営住宅

被災された方のために次の公営住宅を用意しています。

団地名	場所	戸数	間取り	その他
県営余子団地	誠道町	10戸	3DK	鉄筋コンクリート4階建
県営境港団地	上道町	4戸	3DK	鉄筋コンクリート4階建

- 申込み期限 ・平成12年10月31日
- 申込み資格 ・同居の親族があること（特例もあります）
 - ・収入基準に該当すること
 - ・地震により住宅が居住に適さないと判断されたもの
- 必要な書類 ・り災証明書、その他各種の証明書（各種証明書は、入居後提出してください。）

申し込み・問い合わせ先 住宅課 (Tel.47-1059)

2. 福祉

◎ 被災者生活再建支援制度

○対象世帯

震災により、居住する住宅が全壊か全壊と同等の被害があると認められる世帯

○支援内容

生活必需品の購入等のための経費として最高100万円の支援金を世帯主に支給
(ただし、世帯主の年齢、世帯の収入等の制限があります。)

○支援対象となる内容

	限度額	項目	例
通常経費	70万円	生活に通常必要な物品等の購入費 又は破損した物品等の修繕費	自動炊飯器、電子レンジ、寝具 テレビ等
		住居の移転に通常必要な移転費 (引越費用)	運送業者等の荷役に対する対価、 レンタカー代等
特別経費	30万円	地域や被災世帯に属する者の特別な事情により、生活に必要な物品の購入費又は修理費	電気カーペット、学習机、ベビーベッド、コンタクトレンズ、盲人安全つえ、義眼、血圧計等
		住居移転のための交通費	鉄道、航空機、バス、タクシー等 交通機関利用料金
		住宅を賃借する場合における当該住宅の借家権設定の対価	賃貸住宅に入居する場合に必要な礼金(敷金は対象外)
		震災により負傷し、または疾病にかかった場合に必要となる医療費	平成13年10月5日までの健康保険等の自己負担額

* 震災後、すでに購入済の備品等についても対象になります。

申し込み・問い合わせ先 福祉課 (TEL47-1047)

◎ 災害援護資金の貸付

○対象世帯

- (1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上かかる世帯主の負傷
- (2) 半壊以上の住居の被害または家財の損害額がおおむね3分の1以上
(ただし、世帯主の所得制限があります)

○貸付金額

被害の種類・程度	貸付最高限度額
①世帯主の1か月以上の負傷	150万円
②家財の1/3以上の損害	150万円
③住居の半壊	250万円
④住居の全壊	350万円
①と②が重複した場合	250万円
①と③が重複した場合	350万円
①と④が重複した場合	350万円

○貸付要件等

償還期間：10年（据置期間3年（全壊の場合、5年にできる場合もあります））

利率：年3%（据置期間中は無利子です）

償還方法：元利均等半年賦償還（繰上償還もできます）

要件：連帯保証人が1名必要です。

申し込み・問い合わせ先 福祉課（TEL47-1047）

◎ その他の貸付

社会福祉協議会が実施するもの

種類	限度額	対象世帯	内容	据置期間	償還期間
災害援護資金	150万円	低所得世帯	被災した住宅、倉庫等の復旧に要する経費	1年	7年
住宅資金	150万円 特別限度額 245万円	低所得世帯 高齢者世帯 障害者世帯	家屋の増改築、補修、保全等に必要経費	6ヶ月	6年
福祉資金	26万円 (転宅費)	低所得世帯 高齢者世帯 障害者世帯	住居の移転等に際し、必要経費	6ヶ月	3年

※ 利率は年3%、連帯保証人が1名必要です。

※ 行政の実施する貸付制度が優先します。

申し込み・問い合わせ先 境港市社会福祉協議会（TEL45-6116）

◎ 避難所の開設

市内全7地区の公民館において、24時間体制で避難所を開設しています。

住宅が全壊・半壊され居住すべきところのない方、あるいは、住宅が一部損壊し余震により不安を感じる方などが、一時避難場所としてご利用いただけます。

開設期間は、当分の間で、受け入れは随時です。

◎ ボランティアセンターの開設

高齢者・独居老人の世帯の方々に、家財等の片づけに人手が無くて困っておられる方のために、境港市社会福祉協議会と境港青年会議所が協力して、ボランティアセンターを開設しましたので、お気軽にご相談ください。

○ 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

○ 設置期間 当分の間

申し込み・問い合わせ先 境港市社会福祉協議会（TEL45-6116）

◎ 老人福祉センターの浴場の無料開放

被災され、入浴が困難になった方のために、老人福祉センターの浴場を無料開放していますのでご利用ください。

○ 利用時間 午前11時～午後8時（土・日曜日、祝日は除きます。）

○ 開放期間 当分の間

○ 施設の場所 竹内町40番地（TEL45-2468）

3. その他

◎ 地震災害総合相談窓口の開設

10月10日（火）より土曜・日曜日も含めて16日（月）まで、地震災害総合相談窓口（市役所別館1階 TEL47-1069）を開設し、被災者の方々に対する相談業務や被災証明の受付などを行っております。

このお知らせに記載されている各種制度等の受付につきましても、16日（月）までは地震災害総合相談窓口で行うこととなります。

（このお知らせが届いた時点で、総合相談窓口の開設時期を過ぎている場合もあるかもしれませんが、その際には、各担当課等で受け付けておりますのでご容赦願います。）

◎ 消費生活110番

家屋などの被害に対して、市内でもシートの販売、家屋の点検、修理などの訪問販売が行われています。

訪問販売では、契約書を受け取った日から8日以内であれば、契約の解除（クーリング・オフ）が可能な場合があります。十分な検討もしないで契約をしてしまったがどのように対応したらよいかなど、お困りの場合には至急「消費生活相談110番」へご相談ください。

【消費生活110番】

名 称	場 所	電話番号	時間および期間
鳥取県立消費生活センター	米子コンベンションセンター4階	34-2648 34-2668	当分の間、午前8時30分から午後5時まで。
米子市消費生活相談室	米子市役所4階	35-6566	

◎ 市税等の減免

居住している家屋が全・半壊した方には、一定の要件のもとに、固定資産税をはじめ、市民税・国民健康保険税・介護保険料（65歳以上の人）の減免が受けられる場合がありますので、詳しくはそれぞれの窓口にご相談ください。

税 目	相談場所	電話番号
固定資産税	税務課固定資産税係	47-1018
市民税	税務課市民税係	47-1017
国民健康保険税	市民課保険係	47-1036
介護保険料	高齢者対策課介護保険係	47-1038

◎ 浄化槽の地震被害対策

地震による浄化槽本体の浮上により、管路パイプの破損や本体の傾斜などの被害が予想されます。

浄化槽に異常がある場合は、保守点検業者や工事業者などに連絡して修理してください。

地震による浄化槽の被害補修については、「住宅金融公庫災害復興住宅融資」の対象になります。

被災された皆さんへのお知らせ

境港市

境港市では、被害・被災者の把握、公共施設の早期復旧などに引き続き全力で取り組んでおりますが、国・県の動きに併せ、新たな生活再建のための支援制度などができましたのでお知らせします。

1. 相談窓口

◎ 10月17日以降の震災に関する相談窓口

	場 所	開設期間	開設時間	電話番号
地震災害総合相談窓口	市役所別館1階	当分の間 (土・日を除く)	8:30~	47-1069
損壊家屋解体相談室	市役所別館2階	10月31日まで (土・日を除く)	17:15	47-1051

2. 家屋等

◎ 公費解体事業

所有者が解体・撤去を希望する家屋で、市が認めたものについては、公費で解体・撤去します。

○ 対象家屋等

今回の地震で、全壊・半壊となった家屋等

※ 企業（法人・個人を含む）が設置する事業所および公共公益的施設を除く。
ただし、同一敷地内で住宅に隣接した作業所は含む。

※ 門、塀だけの場合を除く。

○ 申込み期間

平成12年10月17日（火）から10月31日（火）までの、午前8時30分から午後5時15分まで。（土・日は除く）

○ 解体・撤去作業

家屋等の所有者の申し込みを受け、市が解体・撤去が適当と認めた家屋等は、優先順位を決め、適宜業者に委託して実施します。

申し込み・問い合わせ先

損壊家屋解体相談室（TEL47-1051）

3. 福祉

◎ 震災被災地高齢者等生活支援事業

家屋の小修繕（襖・障子の修繕、壁・窓ガラスの補修等）、清掃、整理整頓等にかかる費用に対し、1世帯当たり10万円を限度に支給します。

※ 震災後、すでに修繕・補修したものについても対象となります。

○ 対象世帯

被災した自宅の小修繕や清掃が困難で、次の項目に該当する世帯に限ります。

- ① 70歳以上の単身世帯および高齢者のみの世帯
- ② 障害者（身障手帳1級・2級または3級で下肢、体幹もしくは脳原性運動機能障害の認定を受けた人）がおられる世帯
- ③ 療育手帳Aの保持者がおられる世帯
- ④ 母子家庭、寡婦または40歳以上の配偶者のいない女性が主たる生計の維持者である世帯
（小修繕・清掃作業で仕事を休むことにより、収入が減少し、生活維持に大きな影響を及ぼす等で、小修繕・清掃が困難な人）
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の保持者がおられる世帯
- ⑥ 被爆者健康手帳の保持者がおられる世帯

申し込み・問い合わせ先

① の世帯	高齢者対策課	市役所本館1階	(TEL47-1039)
②③④の世帯	福祉課	市役所新館1階	(TEL47-1077)
⑤ ⑥の世帯	健康対策課	保健相談センター	(TEL47-1041)

4. その他

◎ 地震に伴うがれきの仮置き場

地震に伴うがれきなどを、引き続き仮置き場で受け入れます。

- 場所 竜ヶ山球場 サブグラウンド
- 期間および時間 当分の間、午前9時から午後5時まで
- 搬入できるもの ・ 一般の自己搬入は、がれき類のみ
（その他は平日にリサイクルセンターへ）
・ 家屋解体に伴うがれき類、可燃物、不燃物
（必ず分別してください）

問い合わせ先

清掃センター (TEL42-3803)

被災されたみなさんへお知らせ

境港市では、市民の生活支援、早期復興のため、災害対策本部内に「震災復興対策室」を設置しましたのでご相談ください。

震災復興対策室 (別館1階)

- 《業務内容》 ◇損壊家屋解体調査 (☎47-1051)
◇住宅復興補助対策 (☎47-1051)
◇り災証明書の発行 (☎47-1069)
◇生活支援各種制度受付 (☎47-1069)
◇相談受付等 (☎47-1069)



り災証明書

このたびの地震で損害を受けた家屋について、全壊・半壊・一部破損の3区分でり災証明書を発行しています。必要な方は申請してください。

- 《全壊》 損壊した延べ床面積70%以上または、主要構造部の損害が時価の50%以上の家屋あるいは、補修をしても家屋として再使用することが困難なもの
(損害の程度が50%以上のもの)
- 《半壊》 損壊が甚だしいが、補修をすれば家屋として再使用できる程度のもの
損壊した延べ床面積20%以上または、主要構造部の損害が時価の20%以上のもの
(損害の程度が20%以上、50%未満のもの)
- 《一部破損》 全壊・半壊に至らない程度の損害
(損害の程度が20%未満のもの)

※全壊・半壊については、原則として現地調査を行います。一部破損については、申請時に聞き取りおよび写真などにより、証明書の発行を行うこともできます。

すでに、修理または撤去された場合は、写真などの資料が必要になることがあります。

申請・問い合わせ先 震災復興対策室 (☎47-1069)

登記特別相談所

鳥取地方法務局米子支局では、このたびの地震による家屋の倒壊等に伴う登記手続きなど、登記に関する特別相談所を開設します。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

- ◇とき 11月28日(火) 午前10時~午後4時
◇ところ 震災復興対策室 (別館1階)

問い合わせ先 鳥取地方法務局米子支局 (☎22-6161)

市税等の減免申請

地震により次の被害状況に該当するときは、一定の基準により市税が減免される場合がありますのでご相談ください。ただし、減免の対象となるものは、10月6日以降が納期とされている税に限ります。

《固定資産税》

- ◇建物が全・半壊した場合
 - ◇土地・建物が使用目的を著しく損なうような損傷を受けた場合等
(ただし、瓦の破損や壁の亀裂等の軽微な損傷については減免の対象になりません)
 - ◇償却資産に損傷を受けた場合(ただし、免税点未満は除きます)
- ※申請された場合、調査を行うことがあります。

問い合わせ先 税務課固定資産税係 (☎47-1018)

《市県民税》

- ◇所有する住宅・家財の損害額(保険金、損害賠償金等により補填^{てん}される部分を除く)が住宅・家財の価格の一定の基準を超える場合(固定資産税に準ずる)

問い合わせ先 税務課市民税係 (☎47-1017)

《所得税》

- ◇来年の確定申告の際、雑損控除等が適用される場合がありますので、災害に関する支出(修理、復旧に要する費用など)があるときは、領収書・見積書・写真・り災証明書等を保管しておいてください。

問い合わせ先 米子税務署 (☎32-4121)
税務課市民税係 (☎47-1017)

放送受信料免除

NHKでは、「放送受信料免除基準」に基づき、被災された地域(境港市など)にお住まいで「半壊」以上の被害を受けられた場合、2カ月間は放送受信料を免除します。

《手続き方法》

市の発行する「り災証明書」(コピー可)をNHK米子支局またはNHK鳥取放送局に持参していただくか、郵送・FAXで送付してください。

送付・問い合わせ先 ◇〒680-0053 鳥取市寺町100
NHK鳥取放送局営業部
(☎0857-29-9210)
(FAX0857-29-9219)

◇〒683-0812 米子市角盤町1-55-2
NHK米子支局
(☎22-6121)
(FAX34-0402)

※受付時間は月～金曜日の午前9時30分から午後5時30分までです。

(H. 12. 11. 15新聞折込チラシ)

被災された皆さんへ 境港市からのお知らせ

境港市では、市民の皆様が一日でも早く元どおりになりますよう、復旧対策に全力を挙げて取り組んでいるところです。

このたび、震災復興対策室を設置して一元的に各種支援事業を実施することといたしました。その支援制度等について、次のとおり事業を行うこととしておりますので、どうぞ遠慮なくご相談してください。

(問い合わせ先)

「境港市震災復興対策室」境港市役所別館（本館西）1階

開設時間午前8時30分～午後5時

(総合相談・り災証明など・住宅復興補助) TEL 47-1069

(家屋解体撤去)

TEL 47-1051

①現在実施している事業、制度（主なものを掲げています。）

区分	事業・制度	事業制度の内容	問い合わせ先
被災の事実の証明	り災証明	建物が損壊したことについて、市が調査の上、証明します。 基本的には、申し出のあった建物について専門家による現地調査を行い、交付します。 *「住宅申し込み」、「保険金受け取り」、「融資申し込み」などに必要です。	
住宅の清掃・小修繕	被災地高齢者等の生活支援事業	自宅の清掃、小修繕について高齢者のみの世帯・独居老人・障害者・母子家庭の母・寡婦等に費用を支給します。 (1世帯10万円が限度)	震災復興対策室 47-1069
生活必需品の購入等	被災者生活再建支援制度	生活必需品の購入費・住居の移転費の経費を支給します。 最高100万円の支援金を支給します。(但し、収入制限等あり) 震災により居住する住宅が全壊か全壊と同等の被害があると認められる世帯。	
貸付金 (一般向き)	災害援護資金	住宅が全半壊か家財の被害金額が3分の1以上の場合に、住宅の改築・補修の費用を貸し付けます。 ・所得制限 単身220万円未満、2人430万円未満等 ・貸付限度額 全壊350万円 半壊250万円等 ・3%、10年償還(内3年間償還猶予) ・6年間利子補給 ・申請受付期限平成13年1月31日まで	福祉課 47-1047
	生活福祉資金	・住宅資金・福祉資金等の貸付(対象世帯:低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯) *行政の実施する貸付制度が原則優先します。 ・6年間利子補給	社会福祉協議会 45-6116
	生活福祉資金特例貸付	地震で被災し、避難している又は避難していた世帯で当面の生活費を必要とする世帯(所得制限なし) 貸付限度額10万円 6年間利子補給	
	母子・寡婦福祉資金	住宅資金・生活資金・転宅資金の貸付 ・母子家庭・寡婦・40歳以上で配偶者と死別等で現在婚姻していない女子 6年間利子補給	福祉課 47-1047
貸付金 商工業 サービス	地震対策特別資金	境港市に事業所のある企業の被害の復旧に要する経費および当面必要となる運転資金の貸付・被害の復旧に要する資金 5,000万円以内 ・運転資金 2,000万円以内 ・貸付利率 保証なし0.64%保証有り0.54% ・貸付期間 10年以内(据置2年以内) ・利子補給制度あり	通商課 47-1056
農林水産業	・被害農業者対策特別資金	被害を受けた農業者に融資される農業制度資金に対して利子補助 6年間末端金利負担0% 農業用施設・農機具の取得、修繕、経営再建費等 詳しくは各金融機関へお問い合わせください。	水産農業課 47-1049
	・水産業復興支援緊急対策事業	境港市に住所又は事業所を有する水産業者(漁船漁業は、漁船が本県に登録されているもの)が、災害復旧に要する経費を、金融機関から借りた時、金融機関に対しその利子を補給します。 詳しくは、鳥取県境港水産事務所(42-3167)へお問い合わせください。	
住宅貸付	住宅金融公庫ほか	・災害復興住宅融資(住宅金融公庫) ・県災害復興住宅資金融資(建設400万円 補修200万円) ・6年間利子補給 *詳しくは、各金融機関へお問い合わせください。	住宅課 47-1062 相談窓口 47-1069
見舞金	見舞金支給	住宅が半壊以上の世帯へ支給 境港市全壊 3万円 半壊2万円(鳥取県 全壊・半壊 2万円)	
被災住宅の建替・補修等	住宅復興補助	居住していた住宅が被災した場合、建替・補修等に補助金を支給します。 *詳しくは裏面を参考にして下さい ・補助対象限度額 建替300万円 補修等150万円 ・補修の場合の助成対象額 10万円を越える経費	震災復興対策室 47-1069
倒壊家屋等の解体・処理	災害廃棄物処理事業補助	・対象家屋 今回の地震で全壊、半壊となった家屋等 ・所有者が解体・撤去を希望する場合、市で認めたものについて公費で解体・撤去を行います。	震災復興対策室 47-1051

このほか各種の支援制度があります。詳しくは、震災復興対策室までお問い合わせください。

境港市住宅復興補助事業の概要

1 事業の目的

この事業は、境港市が平成12年鳥取県西部地震の被害に活力を失うことなく、力強い復興を可能とするため、住宅の建替・補修および擁壁等の補修に対し、鳥取県とともに助成を行うことを目的としています。

2 該当となる事業の内容

- ・被災住宅の建替（境港市内に母屋の建替、原則として既存の母屋の5割以上の建替）にかかる経費の一部を助成します。補助対象限度額300万円（但し、全壊又は半壊により新築等を行う場合で工事費が300万円以上の方）
 - ・被災住宅の補修（当該住宅の効用を維持するための最低限の補修および構造体の維持に係る補修とし、おおむね次によるもの）の経費の一部を助成します。補助対象限度額150万円
- (1) 屋根瓦の損壊（屋根瓦の浮き、ずれ、棟瓦のずれ、棟瓦の損壊など）
 - (2) 外壁の損壊（外壁の部分補修モルタル外壁の浮き、ひび割れにより外壁として効用を果たすことができないと判断できるもの。）
 - (3) 構造体および基礎の損壊（基礎本体のひび割れで、基礎耐力に影響を及ぼす程度のもの。構造体については、柱、梁、筋交い、土台等の部分的な損壊）
 - (4) 設備の損壊（敷地内の給排水工事、浄化槽、上下水道施設補修、電気、ガス工事、その他設備工事など）
 - (5) 内部の造作（壁、天井）の補修については、原則対象としません。但し、構造体の補修に関連するものは対象とします。
 - (6) 補修に要する損壊部分の解体・撤去・処分費用は対象とします。
 - (7) 擁壁等の補修については、宅地造成のための擁壁などは対象とします。但し、敷地境界、道路境界などのブロック塀などは、対象としません。

3 事業の該当となる方

この事業の対象となる方はおおむね次のいずれかに該当する方です。

- (1) 自ら居住する住宅の所有者または当該住宅のり災証明を受けた世帯の構成員で、当該住宅の建替または、補修等を行う方でおおむね以下に掲げる場合とします。
 - ア 通常居住する住宅（マンション、長屋等含む。）
 - イ 県外等への赴任中で空き家の住宅（帰郷予定のもの）
 - ウ おおむね6ヶ月未満の入院中の空き家の住宅（特別養護老人ホームなどの入居中は原則対象外とします。）
 - エ 週末は郡部、平日は市内の住宅に居住するなどの場合は、それぞれとも対象とします。
 - オ 借家で、契約上は、借主が補修することとなっているもの
 - カ 長期間の借家で、借主が補修することが慣習となっているもの
 - キ 市内に2カ所住宅を所有している場合、その住居として使用している時間などを考慮し、対象かどうか判断します。
- (2) 震災により被害を受けた擁壁等の崩壊等により、住宅等建物に被害を及ぼすと認められる場合および地域住民の生活に支障をきたすと認められる場合について、それらの補修等を行う方（上記（1）に準じます。

4 補助金の額

- (1) 新たに建替(新築、改築)を行う場合
 - ・工事費のうち300万円を上限にその全額を補助いたします。
- (2) 住宅の補修を行う場合
 - ・工事費のうち、150万円を上限に補助対象とします。但し、10万円以下の小修繕については、対象外となります。
 - ・補助金の額は、対象箇所別に市で定めた標準単価で積算した補修に要する工事費について次のとおりの補助率をかけた金額となります。
 - ア 市で積算した工事費が10万円以下の補修については、市の補助金はありません。
 - イ 市で積算した工事費が10万円を超え50万円までの場合
(工事費の額-10万円)×4分の3
 - ウ 市で積算した工事費が50万円を超え150万円以下の場合 下記(ウ)+(イ)
 - ウ) 50万円以下の部分 30万円
 - イ) 50万円を超え150万円以下の部分 (工事費の額-50万円)×3分の2
 - エ 市で積算した工事費が150万円を超える場合 下記(ウ)+(イ)+(ウ)
 - ウ) 50万円以下の部分 30万円
 - イ) 50万円を超え150万円以下の部分 (工事費の額-50万円)×3分の2
 - ウ) 150万円を超える部分 市の補助金はありません。
- (3) 擁壁等の補修を行う場合
 - ・補助金の額は、対象箇所別に市で定めた標準単価で積算した補修に要する工事費について次のとおりの補助率をかけた金額となります。
 - ア 市で積算した工事費が10万円以下の補修については、市の補助金はありません。
 - イ 市で積算した工事費が10万円を超え150万円の場合
(工事費の額-10万円)×3分の2

*高齢者世帯・障害者世帯など一定の条件にあう世帯については、50万円までの部分について境港市が全額助成する場合がございます。詳しくは、お問い合わせ下さい。

5 適用期日

- (1) 新たに建替を行う場合等 平成14年10月5日までに申請され、平成15年10月31日までに取得又は居住した場合
- (2) 住宅の補修、擁壁等の補修 平成13年10月5日までに申請され、平成14年10月31日までに補修等を完了する場合

6 申請手続き

建替を計画されているもの、補修が既に終わったもの、補修を考えられているものについては、補助金交付申請を行っていただくことになります。多数の市民の皆様が申請されるものと考えております。

このため、次に掲げる日程で申請書の交付、受付を行いますので恐れ入りますが混乱を避けるためにできるだけ指定の日の町別にお出かけ下さい。

なお、下記に掲げる日程以降は、申請書の交付・受付は震災復興対策室で受付を行いますのでお越しく下さい。

また、申請の際、り災証明書の添付は建替の場合以外は必要としないこととしております。

7 ご準備していただく書類等

この申し込みにあたって以下の書類などが必要となります。ご準備されるようお願いいたします。

- ・被害を受けた家屋および補修予定箇所の写真
- ・補修を完了した場合、完了後の写真
- ・補修予定箇所および補修済場所の図面
- ・施工業者の見積り（詳細なもの）、請求書および見積書の写し
- ・その他建替を希望される方については、別途ご説明をいたします。

日 時 平成12年11月17日～24日（土日祝日開催）午前9時～午後4時まで

会 場 市役所分庁舎（旧法務局境出張所跡市役所西側）第6会議室

この受付期間では、申請書の交付及び事業概要の説明を行うものです。その後引き続き、7のご準備していただいた書類とあわせ申請をしていただくことになります。

月	日	町	別
11月	17日（金）	渡町、森岡町、外江町、芝町、清水町	
11月	18日（土）	昭和町、柳町、花町、東雲町、入船町、東本町	
11月	19日（日）	朝日町、相生町、中町、末広町、本町、栄町、日ノ出町	
11月	20日（月）	松ヶ枝町、京町、明治町、湊町、馬場崎町	
11月	21日（火）	大正町、弥生町、浜ノ町、米川町、蓮池町、上道町、元町	
11月	22日（水）	中野町、福定町、竹内町、高松町、誠道町、美保町、新屋町、小篠津町	
11月	23日（木）	佐斐神町、幸神町、菱垣町、財ノ木町、三軒屋町、竹内団地、中海干拓地	
11月	24日（金）	予備日	

被災されたみなさんへお知らせ

境港市は、平成12年鳥取県西部地震で被災した住宅の建て替え、または補修、ならびに擁壁等の補修の経費を一部助成する制度を創設しました。

助成を受けることができる方は、震災により被災した自ら居住する住宅の所有者、または当該住宅のり災証明書に記載してある世帯の構成員です。

◆助成する金額

- ◇住宅の建て替え・・・全壊または半壊のり災証明を受けた方が、自己の居住に要するため市内で住宅の建て替えをする場合に、300万円を限度に助成します。
- ◇住宅の補修および・・・自己の居住している住宅を補修する場合（対象となる補修には、屋根・外壁・構造体の補修など一定の制限があります）および自らの居住の用に供する建物に被害を及ぼすと認められる擁壁等の補修をする場合に、補修に要した経費のうち助成対象を市で算定した標準単価で積算した額について、次の区分で積算した額の合計額を助成します。

補修経費の区分	住宅の補修	擁壁等の補修
10万円以下の部分	助成はありません	助成はありません
10万円を超え50万円以下の部分	4分の3を助成します	3分の2を助成します
50万円を超え150万円以下の部分	3分の2を助成します	
150万円を超える部分	助成はありません	助成はありません

◆高齢者等への対応

高齢者等の単身世帯などについては、補修経費のうち50万円以下の部分について、自己負担額を市において負担します。

◆適用期間

- ◇住宅の建て替え・・・平成12年10月6日から平成14年10月5日までに申請し、平成15年10月31日までに当該建物を取得（完成または入居）した人に適用します。
- ◇住宅の補修および・・・平成12年10月6日から平成13年10月5日までに申請し、平成14年10月31日までに擁壁等の補修補修等を完了した人に適用します。

◆その他

既に補修に着手した人および完了した人についても対象とし、所得要件による制限はありません。
建て替え以外の申請をする際には、り災証明書は必要ありません。

◆受付・相談の会場

11月24日（金）までの午前9時から午後4時までは、市役所第6会議室（旧法務局境港出張所）で行っています。それ以降については、震災復興対策室で行います。

◆問合せ先

震災復興対策室（☎47-1069）

被災されたみなさんへお知らせ

境港市災害見舞金の支給

鳥取県西部地震により全壊または半壊と判定され、次の要件を満たしている世帯に対して、見舞金を支給しています。該当すると思われる世帯の人で、まだ受給されていない人は、お問い合わせください。

- 支給要件 自ら居住する家屋（玄関・便所・台所等住宅の要件を満たしており、実際に寝泊まりをしている家屋）が全壊または半壊と判定された世帯
- 問合せ先 震災復興対策室（☎47-1069）

り災証明

損害を受けた家屋等について、り災証明書を発行していますが、特別な事情がある人を除き、り災証明の申請の受付を次のとおりとします。「保険金の受け取り」や「融資の申し込み」などに必要な人で、まだり災証明書をお持ちでない人は、早めに申請をしてください。

- 受付期間 12月22日（金）まで
- 受付・問合せ先 震災復興対策室（☎47-1069）

公費解体事業

所有者が解体・撤去を希望する家屋で、市が認めたものについては、公費で解体・撤去をします。まだ、申請の受付をされていない人は、お急ぎください。

- 対象家屋 今回の地震で、全壊または半壊となった住宅（店舗併用住宅を含む）もしくは同一敷地内の住宅の付属建物。ただし、企業（法人・個人を含む）が設置する事業所および公共公益的施設と門・塀だけの場合は対象になりません。
- 受付期間 12月22日（金）まで
- 受付・問合せ先 震災復興対策室解体家屋相談窓口（☎47-1051）
（注）震災復興対策室への受付・問い合わせなども、土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までをお願いします。

下水道受益者負担金の徴収猶予

被災された人に対して、下水道受益者負担金の徴収を猶予する措置があります。

- 猶予対象 住居が全壊または半壊した人で、納期限が10月6日以降の負担金を納付する人
- 猶予期間 3年間
- 問合せ先 下水道課普及係（☎47-1075）

水洗便所等改造資金融資

住居が全壊または半壊し、建て替え等により下水道の排水設備工事をする人は、融資を受けることができます。

- 融資額 排水設備の工事費（上限70万円）
- 融資利率 震災の日から2年以内に申請をした場合は無利子
2年を経過してから申請した場合は有利子（現在の利率 年3.5%）
- 償還方法 50カ月以内で月賦償還
- 問合せ先 下水道課普及係（☎47-1075）

水道料金の減免措置

被災された人に対して、一定の基準により水道料金を減免する措置があります。詳しくは、米子市水道局境港営業所（☎42-3080）にお問い合わせください。

適用される要件	減 免 の 割 合	減 免 の 期 間 等	申込み・問合せ先		
●市県民税					
住居が全壊または半壊した場合	前年の合計所得金額に応じて減免		地震が発生した10月6日以降に納期が到来する平成12年度分	税務課市民税係 (☎47-1017)	
	合計所得金額	減免の割合			
		全 壊			半 壊
	500万円以下	全 部			2分の1
	700万円以下	2分の1			4分の1
1,000万円以下	4分の1	8分の1			
1,000万円超は、別に定める割合					
●法人市民税					
休業した企業	均等割について、休業期間に応じて月割りで2分の1を減免	決算月が平成12年10月から平成13年9月の企業で納付月が平成13年11月までの均等割	税務課市民税係 (☎47-1017)		
●固定資産税					
家屋および償却資産が2割以上の損害を受けた場合	損害が6割以上	全 部	地震が発生した10月6日以降に納期が到来する平成12年度分	税務課固定資産税係 (☎47-1018)	
	損害が4割以上6割未満	10分の6			
	損害が2割以上4割未満	10分の4			
※土地の被害面積が2割以上ある場合は、固定資産税係にご相談ください。					
●国民健康保険税					
住居が2割以上の損害を受けた場合	損害が6割以上 全 部 損害が4割以上6割未満 10分の6 損害が2割以上4割未満 10分の4	地震が発生した10月6日以降に納期が到来する平成12年度分	市民課保険係 (☎47-1036)		
●介護保険料					
住居が2割以上の損害を受けた場合	損害が6割以上 全 部 損害が4割以上6割未満 10分の6 損害が2割以上4割未満 10分の4	地震が発生した10月6日以降に納期が到来する平成12年度分	高齢者対策課 介護保険係 (☎47-1038)		
●保育所保育料					
住居が全壊または半壊した場合	全 壊 全額 半 壊 半額	平成12年10月分から平成13年3月分	福祉課児童係 (☎47-1045)		
●幼稚園保育料					
住居が全壊または半壊した場合	全 壊 保育料から就園奨励費等を控除した額 半 壊 保育料から就園奨励費等を控除した額の2分の1	平成12年10月分から平成13年3月分	教育総務課学事係 (☎47-1089)		
●下水道使用料					
住居が全壊または半壊した場合	全額免除	平成12年10月分から平成13年3月分	下水道課普及係 (☎47-1075)		
●し尿くみ取り手数料					
住居が全壊または半壊した場合	全額免除	地震が発生した10月6日から平成13年9月30日までにくみ取りをしたもの	環境防災課 環境対策係 (☎47-1060) 浄化センター (☎45-0304)		

被災されたみなさんへ

◆災害義援金（重傷者対象分）を支給します
鳥取県西部地震により外傷を受けられた人で、一カ月以上の治療を要した人を対象に、災害義援金を支給します。

該当される人は、二月十五日（木）までにご連絡ください。災害義援金の申請書を送付します。

●連絡・問合せ先

震災復興対策室（☎四七一一〇六九）

◆災害に関する税金の取扱説明会

このたびの地震をはじめ、災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、所得税の軽減や免除を受けることができます。

米子税務署では、災害に関する税金の取扱説明会を開催します。

●と き 一月二十五日（木）

午前十時～正午

午後一時三十分～三時三十分

●ところ 中央公民館（市民会館二階）

●問合せ先 米子税務署（☎三三一一四二二）

◆滅失登記などの相談会

鳥取地方法務局米子支局では、このたびの地震による家屋の倒壊等に伴う登記手続きなど、登記に関する相談会を開催します。

●と き 一月三十一日（水）

午前十時～午後四時

●ところ 震災復興対策室（別館一階）

●問合せ先 鳥取地方法務局米子支局

（☎二二一六一六一）

被災されたみなさんへ

◆被災地高齢者等の生活支援事業

高齢者（七十歳以上）のみの世帯・障害者（要件あり）・母子家庭の母・寡婦等の人には、自宅の清掃や小修繕にかかる費用を支給します。ただし、平成十三年三月三十一日までに修繕等が完了していることが条件になりますので、早めに手続きをしてください。

●支給限度額 一世帯あたり十万円

※住宅復興補助制度の申請期限は、住宅の建て替えの場合を除き、平成十三年十月五日までとなっていますので、こちらも早めに申請手続きをしてください。

●問合せ先

震災復興対策室（☎四七一一〇六九）

「健康」をテーマとする「夕日ヶ丘」

「健康」をテーマとする「夕日ヶ丘」。

今回は、新しいキャッチフレーズについてお知らせします。

〈第二回 新キャッチフレーズ〉

『太陽と海が出逢う街』

このキャッチフレーズには、「太陽と海という大自然に包まれた街」、「あこがれの暮らしに心弾む街」、「人と人、人と自然とが交流する街」という、三つの気持ちが込められています。

「夕日ヶ丘」は、新しい交流と調和について、皆さんに提案していきます。

●問合せ先

境港市土地開発公社（☎四七一一三二五）

(H. 13. 2. 20市報掲載)

被災されたみなさんへ

◆公費解体事業について

公費解体の受付期間を、昨年十二月二十二日までとしていましたが、今年の三月三十日まで延長します。まだ申請をされていない人は、急いで申請をしてください。なお、詳細については、お問い合わせください。

●問合せ先 震災復興対策室
(☎四七一一〇六七)

◆竜ヶ山の災害廃棄物仮置き場は三月末日で閉鎖します

昨年十月七日以来、竜ヶ山野球場のサブグラウンドを災害廃棄物の仮置き場として、分別受け入れを行ってきましたが、三月末日をもって閉鎖します。

●問合せ先

震災復興対策室 (☎四七一一〇六七)
○六九) または環境防災課環境対策係 (☎四七一一〇六〇)

◆滅失登記などの相談会

地震の被害により、解体した建物の滅失登記などの手続きについての相談会です。

●とき 二月二十八日(水)

午前十時～午後四時

●ところ 震災復興対策室

●問合せ先 鳥取地方事務局米子支局 (☎二二一六一六一)

(H. 13. 3. 19市報掲載)

被災されたみなさんへ

◆滅失登記などの相談会

地震の被害により、解体した建物の滅失登記などの手続きについての相談会です。

●とき 四月十二日(木)

午前十時～午後四時

●ところ 震災復興対策室

(市役所別館一階)

●問合せ先 鳥取地方事務局米子支局 (☎二二一六一六一)

被災されたみなさんへお知らせ

住宅復興補助金

境港市は、鳥取県西部地震で被災した住宅の建て替え、または補修の経費を一部助成する制度を行っています。

■助成する金額

◇住宅の建て替え …… 全壊または半壊のり災証明を受けた方が、自己の居住に要するため市内で住宅の建て替えをする場合に、300万円を限度に助成します。

◇住宅の補修 …… 自己の居住している住宅を補修する場合に、補修に要した経費の一部を助成します(助成対象となる補修には一定の制限があります)。詳しくは、震災復興対策室までお問い合わせください。

■申請期限(期限厳守)

◇住宅の建て替え 平成14年10月7日(月)

◇住宅の補修 平成13年10月5日(金)



■その他

◇住宅補修の申請をする際には、り災証明は必要ありません。

◇境港市では、地震被害の補修に関して、各種業者に委託はしていません。自己の判断により業者を選んで契約してください。

被災者生活再建支援制度

鳥取県西部地震で、居住する住宅(借家を含む)が、全壊または半壊で解体した世帯で、下表の所得要件に該当する場合は、電気製品などの生活必需品を購入する経費を支給します。

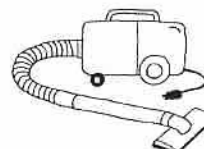
■所得要件(平成11年中の家族全員の収入)

収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
		複数世帯	単身世帯
500万円以下	世帯主の年齢は問いません	100万円	75万円
500万円超 700万円以下	被災日に世帯主が45歳以上または要援護世帯	50万円	37.5万円
700万円超 800万円以下	被災日に世帯主が60歳以上または要援護世帯	50万円	37.5万円

■申請期限(期限厳守) 平成13年11月5日(月)

◎受付・相談・問合せ先

震災復興対策室(☎47-1069)



被災されたみなさんへ
**住宅修繕の申請期限が
近づきました**

自己の居住している住宅の地震被害部分を修繕する場合に、修繕に要した経費の一部を助成しています(助成対象となる修繕には一定の制限があります)。

詳しくは、震災復興対策室までお問い合わせください。

●申請期限(期限厳守)

平成十三年十月五日(金)

※申請後、対象工事の完了期限は平成十四年十月三十一日(木)までです。

●申請に必要なもの

◇印章(認印で可)

◇見積書(工事内容の詳細が分かるもの)

◇写真(被害の状況が分かるもの)

◇修繕個所の図面

●その他

市では、地震被害の修繕に関して各種業者に委託はしていません。自己の判断により業者を選んで契約をしてください。

●受付・相談・問合せ先

震災復興対策室(税務課内)

(五四七一一〇六九)

